

Q & A 年金の請求時期は?

Q わたしは、昭和10年11月20日生まれの者です。63歳で老齢基礎年金をもらおうと思うのですが、いつ請求の手続きに行けばいいですか。



A あなたは、今年で63歳になられますので、11月19日から11月30日までに手続きをしたらよいと思います。これは、63歳での請求が「繰上げ請求」となり、年金額がその年齢によって減額されたり、年金の支給が請求月の翌月からとなるためです。

老齢基礎年金は、65歳から受け取ることが原則ですが、60歳を過ぎれば希望により「繰上げ請求」することができます。しかし、次のような不利な点があります。

◎繰上げ請求の不利な点

- ★ 受けはじめる年齢によって年金が減額され、減額率は生涯変わりません。
- ★ 厚生年金や共済組合の加入期間のある方に支給される特別支給年金が、65歳まで支給停止となります。
- ★ 遺族年金などを受けているか、受けられるようになったときは、65歳までどちらか一つしか受けられません。
- ★ 万一障害者になってしまっても、障害年金は受けられません。
- ★ 寡婦年金は受けられません。
- ★ 65歳になるまでに、厚生年金や共済組合の加入者になったとき、その期間は年金が支給停止となります。

また、70歳まで「繰下げ請求」することもできます。

「人生80年」と言われる時代、老後は確実に長くなっています。年金収入が、生活の中心となっていく今後をよく考えてから請求しましょう。

国の教育ローン

この貸付制度は、年金積立金を原資とした還元融資の一種として、厚生年金保険及び国民年金に十年以上加入している方が入学時や在学中の教育費を低利で借りることができる制度です。

また、この貸付は、国民金融公庫の一般教育ローンとの併用もできます。

◆融資金額 学生・生徒一人につき

厚生年金保険加入中の方 百万円以内
国民年金加入中の方 五十万円以内

◆融資利率 年二・五〇%

(平成十年八月一日現在)



年金教育資金貸付

◆返済期間 八年以内(据置期間は在学期間内で最長四年)

◆申込・問い合わせ先

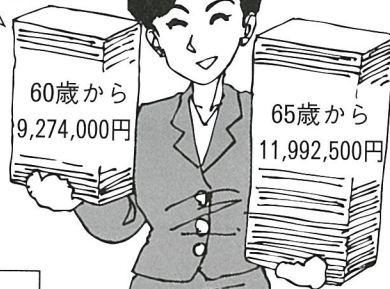
(社)千葉県年金住宅協会
(☎)043-1225-181
76)へ。

年齢	支給率	支給額
60	58%	463,700円
61	65%	519,700円
62	72%	575,600円
63	80%	639,600円
64	89%	711,600円
65	100%	799,500円
66	112%	895,400円
67	126%	1,007,400円
68	143%	1,143,300円
69	164%	1,311,200円
70	188%	1,503,100円

繰上げ請求

繰下げ請求

繰上げ請求は誕生日の前日からその月末までに!!



80歳までに受け取る年金額を平成10年度の価格で計算するとこのようになります。

年金額は60歳まで完納した場合の金額です。(平成10年4月現在の額)